

沖縄県道路照明灯一斉LED化事業

公募型プロポーザル募集要領

令和7年10月

沖縄県

目次

1 事業の趣旨	1
2 事業の概要	1
3 事業場所	2
4 契約者	2
5 事業者の行う業務範囲	2
6 候補者決定からのスケジュール予定	6
7 参加者の条件	6
8 参加者に関する留意事項	8
9 候補者選定の流れ	9
10 事業全体スケジュール(予定)	9
11 企画提案書	14
12 審査及び審査結果の通知	18
13 事業実施に関する事項	19
14 契約に関する事項	22
15 LED道路照明灯の灯具仕様	23
16 工事に関する仕様	24
17 工事計画	24
18 既設の道路照明灯数	25
19 用語集	27

沖縄県道路照明灯一斉LED化事業公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨

沖縄県(以下「県」という。)では、「第2次沖縄地球温暖化対策実行計画」において、脱炭素社会の実現を目指し取り組んでおり、「沖縄県環境保全率先実行計画(第5期)」では、温室効果ガス削減の推進として積極的な LED 照明の導入に取り組むこととなっている。

また、「水銀に関する水俣条約」に基づき、2027 年末までに蛍光灯の製造と輸出入が段階的に廃止することが決定されていることから、LED 照明への切り替えが急務となっている。

本事業は、設計、施工、維持管理等において、民間のノウハウ、経営能力、技術的能力を活用できる「ESCO(Energy Service Company)事業」を導入し、本県が管理する既設道路照明灯を短期間で一斉に LED 化するものである。

2 事業の概要

(1) 事業名

沖縄県道路照明灯一斉LED化事業

(2) 契約方式及び契約期間

ア 契約方式:公募型プロポーザル方式による随意契約
(ギランティード・セイビングス契約方式)

イ 契約期間(予定)

○契約締結日から令和 19 年3月 31 日まで

- ・改修工事等期間 契約締結日から令和9年3月 31 日
- ・維持管理等期間 令和9年4月1日から令和 19 年3月 31 日まで

※本事業は、ギランティード・セイビングス方式で行うため、ESCO設備の改修工事等に係る初期費用は県が調達するものとする。

※事業者は、ESCO設備を完成後に県に対してESCO設備の引渡しを行った後、10 年間の運転・維持管理、省エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー量を把握するための計測・検証等を含む包括的エネルギーサービスに係る事業を行うものとする。

(3) 事業対象

沖縄本島及び離島における県管理道路(一般国道(指定区間外)、主要地方道、一般県道)全ての道路照明灯(灯具本体、グローブ、ガラス、ランプ、安定器、その他部品含む)。

ア 県の管理する道路に設置されている道路照明灯(デザイン照明灯、トンネル照明灯、横断歩道橋照明灯を含む)を対象とし、企画提案における試算では改修工事等で10,602灯を見込むものとする(18 既設の道路照明灯数を参照)。

イ 事業期間中に県の管理となった道路照明灯及び既設のLED化されている道路照明灯は改修工事等には含めないが、維持管理等の対象とする。

(4) 見積限度額

1,870,000,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

ア 改修工事等期間の**限度額**(調査、設計、施工等に係る費用)

1,680,000,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

イ 維持管理等期間の**限度額**(維持管理、効果・検証等に係る費用)

190,000,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※改修工事等費用は令和8年度まで、維持管理等費用は令和18年度まで(10年間)の債務負担行為を設定している。

※見積限度額は、契約金額の上限を示すものであり、県とこの金額で契約を約束するものではない。

3 事業場所

沖縄県内全域(5管内)

※ここでのいう5管内は北部土木事務所、中部土木事務所、南部土木事務所、宮古土木事務所、八重山土木事務所の所管のことである。

4 契約者

沖縄県

5 事業者の行う業務範囲

(1) 調査

全ての道路照明灯について、調査を行う。

ア 県が貸与する道路照明灯の管理台帳等の情報を基に、所在地、灯具、照明柱の形状、管理番号等、改修工事等や維持管理等で必要となる各種情報の調査を行い、併せて外観が確認できる写真の撮影を行う。

イ 既設道路照明灯の灯具や使用しているランプ等の種類・仕様、引込方法等改修工事等に必要となる設備の調査を行う。

ウ 既設道路照明灯の柱、電柱共架アーム等の目視確認を行う。なお、ここでの目視確認とは、平成29年3月 国土交通省 道路局「小規模附属物点検要領」に定義される中間点検と同程度の目視確認を示し、路面から直接、又はカメラ等を用いて目視し、外観から弱点部等の異常を発見し、対策の要否を判定するものとする。対応等については別途、県と協議する。

(2) 電力契約の照合・申請

県が管理するすべての道路照明灯について、電力契約の照合、電力契約申し込み、共架申請、契約変更申込完了報告書の提出を行う。

ア 電力会社と緊密に連携し、既設道路照明灯に関する電力契約の照合及び調査結果の突合を行う。

イ 電力契約と既設道路照明灯との数量相違を把握し、整合(道路照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて道路照明灯がないもの等を選別し、電力会社及び県と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。)を図る。

ウ 既設道路照明灯のLED化に伴う契約変更の申込み及び調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設の申込みを行う。

(3) 照明台帳管理システムのデータベース入力

県が使用している OCTC 公共施設情報管理システム(以下「本システム」という。)に取り込むデータの入力、更新を行い、データを県に提出する。なお、データを取り込み等の処理については県が行う。

※本システムは公益財団法人 沖縄県建設技術センターが構築した GIS システムであり、道路照明を含む道路施設、河川等の台帳を効率よく管理が可能である。取り込む属性情報は位置情報(緯度・経度)、灯具型式、契約方式、補修履歴、写真等である。

ア 本システムの更新用データ(エクセルファイル・画像ファイル)の提出方法は、県と協議のうえ決定する。

イ 本システムの更新用データの提出は、本事業の改修工事等に該当するものについては、ESCO 設備の引き渡しまでに行い、時期等については県と協議のうえ決定する。

ウ ESCO 設備の引き渡し後においても、本事業以外で県が新設した道路照明灯及び開発行為等により県以外の者が設置し、県に移管される道路照明灯についても更新用データの対象とし、提出時期等については県と協議のうえ決定する。

(4) ESCO設備設置に係る計画・施工・施工管理

関係機関の指導及び関係法規を遵守しつつ、以下について実施する。

ア 本事業のメリットを最大限に享受できる事業計画書(計画・施工・施工管理編)を策定し、施工・施工管理を実施する。

イ 近隣住民や交通及び店舗利用者等に配慮し、十分な安全対策を講じた事業計画書(計画・施工・施工管理編)を策定し、施工・施工管理を実施する。

ウ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した事業計画書(計画・施工・施工管理編)を策定し、施工・施工管理を実施する。

(5) 既設道路照明灯の撤去・リサイクル・廃棄

関係機関の指導及び関係法規を遵守しつつ、以下について実施する。

ア リサイクルや廃棄処分に関する事業計画書(撤去・リサイクル・廃棄編)を策定する。

イ 撤去工事の事業計画書(撤去・リサイクル・廃棄編)を策定し実施する

ウ 撤去した道路照明灯(灯具本体、グローブ、ガラス、ランプ、安定器、その他部品等)については、環境保護の観点から原則再利用し、項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。また、廃棄する場合は、関係機関の指導及び関係法規を遵守した上で処分し、建設副産物情報交換システム(COBRIS(コブリス))と産業廃棄物管理票(マニフェストの写し)を提出する。

エ PCBの含有が判明した場合は、速やかに県に報告し、引き渡すこと。

(6) 管理プレートの設置

ア (3)により作成したデータを基に個々の識別を行うため、道路照明灯ごとに管理番号等を記載した管理プレート又はステッカーを設置する。

イ 管理番号等必要な情報を表記した管理プレート又はステッカーは、道路上から視認しやすい箇所に設置する。

ウ 管理番号は、既存の番号を廃止し、新たな番号を道路照明灯1基に対し1つ割り当てる。

エ 管理プレート又はステッカーの材質は、耐候性能があり、長期間機能が維持できるものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。また、文字は市町村名や字名等を組み合わせ、故障等の連絡時に該当する道路照明灯が明確になるように工夫する。

オ 本契約期間中において、本事業以外で県が新設した道路照明灯及び開発行為等により県以外の者が設置し、県に移管される道路照明灯についても、管理プレート又はステッカーを設置する。

カ 県管理施設における本事業の改修工事等以外の道路照明灯(既設LED照明等)についても、管理プレート又はステッカーを設置し、道路照明灯が一括で管理できるようにする。

(7) 維持管理等

ア 維持管理等に係る事業計画書(維持管理編)に基づく巡視や、県等からの修繕の連絡により、該当設備を調査し、修繕等を行う。

イ 県からの設備に関する新設、撤去、移設等の連絡に基づき、速やかに本システムのデータ更新を行い、必要に応じて事業計画書(維持管理編)の見直しを行う。また、アの修繕等が完成した場合も同様とする。

ウ 既設道路照明灯についても、本システムにデータを反映し、契約終了まで維持管理等を行う。

エ 改修工事等の完成後においても、本事業以外で県が新設した道路照明灯及び開発行為等により県以外の者が設置し、県に移管される道路照明灯についても、速やかに本システムのデータ更新を行い、契約終了までの維持管理等を行う。なお、維持管理等の追加となる道路照明灯は100灯(年間10灯)を想定している。

オ 県等から受け付けた道路照明灯の故障等については原因究明を行い、原則3営業日以内(通行規制に係る手続きに関する日数は除く)に修繕を行う。ただし、やむを得ない事情により期間中の修繕が行えない場合には、日程等について県と協議を行う。

カ 緊急的な初動対応が必要な場合(倒壊した道路照明灯が道路を塞いでいる場合等)は、速やかに関係機関へ報告するとともに応急的な対応を実施すること。

キ 修繕の際に生じる費用は、その損害の原因により次のとおりそれぞれが負担する。

(ア) 事業者が費用負担する場合

- a. 改修工事等の調査不足・設計不良・施工不良による故障
- b. ESCO設備の不具合による故障
- c. 本事業期間中の事業者が起因した故障または破損
- d. 火災、落雷、破損、盗難、風害、台風等による洪水・土砂崩れ等、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故等、偶然、外来かつ急激な事象によって生じた損害

(イ) 県が費用負担する場合

- a. 県が発注者である業務(清掃、樹木の伐採、工事等)による損害
- b. 地震、噴火、津波に起因する損害
- c. 騒乱、暴動その他の人為的な事象による損害
- d. 車両等の接触や衝突にて生じた損害
- e. (ア)以外で事業者の責に因らない損害

ク ESCO設備の修繕結果及び維持管理等の状況を毎月定期的に県に報告する。県は、維持管理等が計画どおりではない、又は不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

ケ 県が県民等から受けた要望(まぶしい等)について、県と協議のうえ、遮光板(又はルーバー等)の設置、灯具の変更等の対応を行う。

コ 維持管理期間に、県が発注者である業務で、道路照明柱を管理する受注者が想定されるため、その受注者とは連携を行う。

(8) 事業効果の検証・保証

ア 企画提案書に示した電気料金削減額及び年間削減保証額が確実に守られていることを証明するために、適切な検証方法を県に提示し、計測・検証業務を行う。

イ 毎年度、アの検証結果及び維持管理等の記録を県に報告するとともに、県の確認を受ける。

ウ 検証の結果、契約書どおりの電気料金削減額が達成できず、年間削減保証額にとどかなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

※契約時は事業計画書の作成時点、調査終了後は調査終了時点の年間削減保証額で算定を行う。

6 候補者決定からのスケジュール予定

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 候補者の決定、結果通知 | 令和7年 12 月中旬 |
| (2) 交渉、事業計画書・契約書作成 | 令和7年 12 月下旬～令和8年1月上旬 |
| (3) 仮契約締結 | 令和8年1月中旬 |
| (4) 契約締結 | 令和8年3月中旬～下旬 |
| (5) 改修工事等 | 契約締結日から令和9年3月 31 日 |
| (6) ESCOサービス期間 | 令和9年4月1日から令和 19 年3月 31 日まで |

7 参加者の条件

(1) 参加者

ア 本事業を行う能力を有する複数の構成員で構成される共同事業体とする。

イ 共同事業体を構成する構成員のうち、事業役割を担う構成員を1者選定し、その者を代表構成員とし県との連絡窓口及び事業遂行の責を負うものとする。

ウ 参加申込時は、共同事業体の構成員を全て明らかにし、それぞれの役割分担を明確にするものとする。

エ 共同事業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

オ 代表構成員は、参加申し込みを含む、それ以降の提出書類作成及び契約等に関する諸手続を行うものとする。

(2) 共同事業体の役割

共同事業体は、次の役割を全て担うものとし、各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができ、その他必要な役割を置くことができる。

ア 事業役割

県への参加申し込み、それ以降の提出書類作成、契約等に関する諸手続、事業計画書の作成、ESCOサービス期間におけるESCOサービス料の請求等の事業全般のとりまとめを行う。

イ 施工役割

共同事業体の提案に基づいて行う、県の施設へのESCO設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工、省エネルギー改修の施工、ESCO設備導入に伴う

電力契約変更等に係る業務を行う。

ウ 維持管理役割

ESCOサービス期間におけるESCO設備の維持管理及び修理を行う。

エ その他役割

上記アからウのほか、必要な役割を担う。

各役割でそれぞれ構成員が異なる場合、構成員間の役割に関する合意書を別途、県に提出すること。なお、その合意書には共同事業体全員が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 参加者の資格

本事業は、共同事業体により参加することとする。共同事業体を構成する者は、同時に2者以上の共同事業体の構成員になること又は単独での応募は認めない。構成員については、別紙様式第3号「共同事業体構成表」により役割(業務)を明確にすること。

共同事業体を構成する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

ア 事業役割を担う者は、沖縄県内に本社、支店又は営業所のいずれかを有すること。また、省エネルギー保証を行う公共施設におけるESCO事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。

イ 施工役割及び維持管理役割を担う者は、沖縄県の「令和7・8年度入札参加資格者名簿(建設工事)」の「電気工事」に登録されており、沖縄県内に本社を有している者であること。

◆施工役割及び維持管理役割について

○沖縄県の「令和7・8年度入札参加資格者名簿(建設工事)」の「電気工事」に登録されている1者以上で構成すること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。

エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により参加資格の再認定を受けている者。

オ 「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」及び「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

カ 「沖縄県暴力団排除条例」に基づく入札資格停止措置を受けていないこと又は排除措置対象者に該当しない者であること。

キ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

ク 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 県内企業の活用

参加者は、沖縄県内の企業へ十分な配慮をすること。

8 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

企画提案に要する全ての費用は提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

必要に応じ複写(沖縄県庁内及び評価委員会での使用に限り)する場合がある。

提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

(3) 特許権

企画提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(4) 参加者の複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1者1提案とする。

(5) 県からの提供書類の取り扱い

参加申込者に別途配付する資料は、企画提案書の作成等以外の目的で使用してはならない。

(6) 複数の共同事業体の構成員となることの禁止

構成員は、他の共同事業体の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更禁止

原則として構成員の変更は認めない。

(8) 提出書類の変更禁止

原則として提出した書類の変更は認めない。

(9) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載や重要な事項を記載しなかった場合は無効とする。

9 候補者選定の流れ

(1) 評価委員会の設置

提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションを公正に審査し、適切な契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「沖縄県道路照明灯一斉 LED 化事業公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(2) 参加者の条件

本事業の参加資格は「7 参加者の条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(3) 参加資格の確認及び申込者への結果通知

参加申し込みをした者(共同事業体構成員)の参加資格を確認し、確認結果を代表構成員へ通知する。

(4) 企画提案書の提出

代表構成員は、定められた様式にて企画提案書を作成・提出する。

(5) 候補者及び次点者の選定

評価委員会で提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションを公正に審査し、適切な契約の相手先となる候補者及び次点者を選考する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、代表構成員に文書で通知する。

(7) 候補者との交渉

選定後、提出された企画提案書の内容をもとに、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議・調整(以下、「交渉」という。)を行う。

交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進む。20 日以内(予定、(県の閉庁日を含む。))に交渉が整わない場合は、あらためて次点者と交渉を行う。

10 事業全体スケジュール(予定)

(1) 本事業は、次の日程で行う。

	項 目	日 程
1	募集要領の公示	令和7年 10 月 27 日(月)
2	参加申込書受付期間	令和7年 10 月 27 日(月)～ 令和7年 11 月 13 日(木)
3	質疑書受付期間	令和7年 10 月 27 日(月)～ 令和7年 11 月 5 日(水)
4	質疑回答	令和7年 10 月 27 日(月)～ 令和7年 11 月 10 日(月)
5	参加資格の確認結果を通知 企画提案の要請書を通知	令和7年 11 月 19 日(水)

6	企画提案書の提出期間	令和7年11月20日(木)～ 令和7年12月12日(金)
7	評価委員会(プレゼンテーション)	令和7年12月中旬
8	審査結果の通知 候補者の決定	令和7年12月中旬
9	交渉・契約書作成期間	令和7年12月下旬～ 令和8年1月上旬
10	仮契約締結	令和8年1月中旬
11	契約締結	令和8年3月中旬～下旬

(2) 説明会

開催しない。

(3) 質疑・回答

ア 質疑書

受付期間: 令和7年10月27日(月)から令和7年11月5日(水)まで

受付時間: 午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

様式第1号により持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

ウ 提出先

沖縄県 土木建築部 道路管理課 補修班

所在地 : 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 : 098-866-2665

FAX : 098-866-2790

電子メール : aa061107@pref.okinawa.lg.jp

エ 質疑回答

回答期間: 令和7年10月27日(月)から令和7年11月10日(月)まで

質疑と回答の内容は、令和7年11月10日(月)までに、ホームページに掲載する。なお、回答は本募集要領と同等の効力を持つものとする。

(4) 参加申込書の提出

代表構成員は、参加申込書に確認書類を添えて以下のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和7年11月13日(木)午後5時(必着)

提出書類を期限内に受付した場合、書類受領を電子メールで通知する。

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

ウ 提出先

沖縄県 土木建築部 道路管理課 補修班

所在地：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話：098-866-2665

FAX：098-866-2790

電子メール：aa061107@pref.okinawa.lg.jp

エ 参加申込書提出時の書類

提出書類を綴じたものを正1部、副7部提出すること。

次表の書類に、表紙とインデックスを付け、A4縦ファイルに綴じて提出すること。

(A3 を使用した場合は、A4:2枚と換算する。)

また、各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

なお、参加申込書の受付時に配付する資料は次のとおりとする。

- ・各土木事務所で管理している道路照明灯エクセルデータ
- ・令和6年度末時点の既設道路照明灯修繕費
- ・OCTC 公共施設情報管理システムにおける道路照明台帳の一事例

参加申し込み時に提出する書類を次表に示す。

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	正1部 副7部
3	共同事業体構成表	A4縦	正1部 副7部
4の1	企業概要	A4縦	正1部 副7部
4の2	企業状況表	A4縦	正1部 副7部
	一般建設業許可証明書又は 特定建設業許可証明書(下請契約の請負代金 総額の合計が5,000万円以上となる場合)	A4縦	正1部 副7部
4の3	各役割の業務実績表	A4縦	正1部 副7部
4の4	ESCO関連事業実績一覧表	A4縦	正1部 副7部
4の5	電気工事实績表一覧表	A4縦	正1部 副7部
	電気工事实績を証明できる書類(コリンズの写 し等)	A4縦	正1部 副7部
4の6	有資格技術職員内訳表	A4縦	正1部 副7部

《提出書類についての説明》

① 参加申込書(様式第2号)

代表構成員が作成し提出すること。

② 共同事業体構成表(様式第3号)

構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、施工役割、維持管理役割、その他役割(分担名を記載すること))を明確にすること。

③ 企業概要

以下の項目を構成員ごとに綴じたものを提出すること。

- ・ 企業概要(様式第4号の1)
- ・ 企業状況表(様式第4号の2)
- ・ 各役割の業務実績表(様式第4号の3)
- ・ ESCO関連事業実績一覧表(様式第4号の4)
- ・ 電気工事实績表一覧表(様式第4号の5)
- ・ 有資格技術職員内訳表(様式第4号の6)

様式第4号の1及び4号の2は、全構成員が提出する。

様式第4号の3～6は、該当する構成員は全て提出する。

④ 企業概要の書類(様式第4号の1)

過去3年間ににおける財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を提出すること。

⑤ 企業状況表の書類(様式第4号の2)

施工役割又は維持管理役割を担うものは、建設業法第3条第1項に規定する一般建設業許可証明書又は特定建設業許可証明書(下請契約の代金額の合計が5,000万円以上となる場合)の写しを提出すること。

⑥ ESCO関連事業実績一覧表(様式第4号の4)

次の項目を記した一覧表を提出すること。

- ・ 事業件名: 契約書どおりの正確な名称を記入すること。
- ・ 発注者: 発注者名を記入すること。
- ・ 受注形態: 単独又はグループの別を記入すること。
- ・ 契約金額: 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- ・ 契約年月日: 契約締結日を記入すること。
- ・ 契約期間: 契約開始日及び終了日を記入すること。
- ・ 施設の概要(施設の主な用途、構造・規模数量等、改修工事完了年月を記入すること。
- ・ システムの概要(開発の有無、保守管理の有無)を記入すること。
- ・ 主な契約内容(対象機器、全体の省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無を記入すること。

⑦ 有資格者技術職員内訳表の書類(様式第4号の6)

電気工事施工管理技士、電気工事士又は電気主任技術者等の免状の写し及び下請契約の代金額の合計が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資

格者証及び監理技術者講習修了証(両面)の写しを提示又は提出する必要はないが、確認のため別途、提示又は提出を求めることがある。

(5) 参加資格の確認結果通知

ア 代表構成員から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、令和7年11月19日(水)までに代表構成員へ電子メールにて通知する。

イ 参加申込書を提出した者のうち、参加資格が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により知事へ説明を求めることができる。

ウ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書提出後、辞退する場合は、辞退理由等を記載した「提案辞退届(様式第5号)」を提出すること。辞退することによって、今後の沖縄県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

(7) 企画提案書の提出

ア 受付期間

受付日: 令和7年11月20日(木)から令和7年12月12日(金)まで(午後5時必着)

受付時間: 午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

ウ 提出先

沖縄県 土木建築部 道路管理課 補修班

所在地 : 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 : 098-866-2665

FAX : 098-866-2790

電子メール : aa061107@pref.okinawa.lg.jp

エ 提出書類

代表構成員は次の提出書類を作成し、表紙とインデックスを付け、A4縦ファイルに綴じて提出すること。(A3を使用した場合は、A4:2枚と換算する。)

また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

- ① 企画提案書提出届(様式第6号)
- ② 企画提案総括表(提案の概要)(様式第7号の1)
- ③ 企画提案総括表(改修提案項目一覧表)(様式第7号の2)
- ④ 企画提案総括表(契約内容提案書)(様式第7号の3)
- ⑤ 見積提案書(様式第8号)
- ⑥ 使用機器の提案書(様式第9号)

- ⑦ 調査及び電力契約の照合に関する提案書(様式第10号)
- ⑧ 工事対応の計画書(様式第11号)
- ⑨ 管理台帳の更新に関する提案書(様式第12号)
- ⑪ 維持管理等提案書(維持管理計画書)(様式第13号の1)
- ⑫ 緊急時対応計画書(様式第13号の2)
- ⑬ 契約終了後の提案書(様式第14号)
- ⑭ 計測・検証の提案書(様式第15号)
- ⑮ 地域貢献の提案書(再委託)(様式第16号)
- ⑯ 地域貢献実績表(様式第17号)
- ⑰ その他に関する提案書(様式第18号)

オ その他

- ① 代表構成員が提出すること。
- ② 原則A4判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。
- ③ 提出部数は正1部 副7部とする。
- ④ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

11 企画提案書

(1) 基本事項について

ア 企画提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、募集要領に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

イ 企画提案書の様式について

別紙「沖縄県道路照明灯一斉LED化事業 提出書類様式」に示すとおりとする。
なお、文字サイズは原則として10.5ポイントを基本とする。

また、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、すべてを横書きとする。

(2) 作成方法について

ア 一般事項

CO2削減根拠等についての資料作成にあたっては、次の換算値で行うこと。

CO2 排出係数	0.638 (kgCO2/kWh)
----------	-------------------

「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R5 年度実績-(R7.8.1 時点)」

※出典先 環境省 温室効果ガス排出量 算定・報告公表制度 沖縄電力株式会社

(<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>)

また、電気料金については、道路照明灯が年間4,000時間点灯することとし、沖縄電力株式会社が公表している令和7年8月時点の公衆街路灯A契約、燃料費調整額、再生エネルギー発電促進賦課金を基に算出すること。

イ A4 縦ファイルに綴じて提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

ウ 企画提案総括表(様式第7号の1～第7号の3)

① 提案の概要(様式第9号の1)

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。(A4 版2枚以内(図表可))

② 改修提案項目一覧表(様式第7号の2)

ESCO設備の項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、エネルギー削減量、年間削減額、工事他投資額、単純回収率について記載すること。

③ 契約内容提案書(様式第7号の3)

削減予定総額、削減保証総額、ESCOサービス料総額、県の保証利益総額について記載すること。

エ 見積提案書(様式第8号)

初期投資に係る費用を記載すること。

オ 使用機器の提案書(様式第9号)

使用するESCO設備の機器性能(姿図、仕様書、設計図に基づいた内容説明、数値的根拠、使用機器に関するエネルギー消費状況及び耐久性の評価内容)、県の利益を考慮した機器選定に関する工夫、既設の自動点滅器、安全開閉器、ケーブル、分電盤等の考え方、既設デザイン照明灯を LED 化する手法等、供給体制について記載すること。(A4 版4枚以内)

なお、仕様書は別添扱い可。

カ 調査及び電力契約の照合に関する提案書(様式第10号)

県が管理するすべての道路照明灯の設置位置や灯具の種類、引込方法等の調査方法、電力契約の照合方法等について記載すること。(A4 版2枚以内(図表可))

キ 工事対応の計画書(様式第11号)

ESCO設備の改修工事等に関する計画内容を記載すること。施工の完了年月日を示したうえで、それを可能とする施工体制を具体的に記載すること。

また、施工体制の記載にあたっては、各管内を担当する構成員の施工役割を明記する。各管内に2者以上配置する場合は、それに伴うメリットを記載すること。既設道路照明灯を LED 化するにあたり、電気料金契約を更新するための速やかで確実な更新体制を構築すること。既設道路照明灯の撤去にあたっては、環境負荷の低減に主眼を置いた処理方法とする。安全管理・工程管理・品質管理等において、特に重要と判断する事項や、県の利益創出に繋がる提案があれば記載すること。(A4 版4枚以内(図表可))

ク 管理台帳の更新に関する提案書(様式第12号)

本システムのデータ更新を円滑に行う方法について記載すること。(A4 版2枚以内(図表可))

ク 維持管理等提案書(13号の1)

① 維持管理計画書(様式第13号の1)

既設道路照明灯も含むESCO設備の維持管理に関する計画内容を記載すること。また、維持管理体制の記載にあたっては、各管内を担当する構成員の維持管理役割を明記する。各管内に2者以上配置する場合は、それに伴うメリットを記載すること。コスト削減、サービス水準の向上等の視点での工夫や、保証面等で工夫している点について記載すること。加えて、月次実績報告の書式案を添付すること(A4 版4枚以内)。

② 維持管理見積書(様式第13号の1)

維持管理にあたって毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

ケ 緊急時対応計画書(様式第13号の2)

異常発生時及び災害発生時等を含む緊急時の対応内容を記載すること。また、対応方法の迅速性、安全性、実現可能性についても記載すること(A4 版2枚以内(図表可))。

コ 契約終了後の提案書(様式第14号)

契約期間終了後の引き継ぎ等の対応、実際の設備と管理台帳、電力契約の不整合等の防止対策について記載すること。(A4 版2枚以内(図表可))

サ 計測・検証の提案書(様式第15号)

① エネルギー削減効果等の計測・検証方法

エネルギー削減量及び二酸化炭素削減量の適切な計測・検証方法を記載すること。

② 計測・検証費用見積

毎年要する経費とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

③ その他

計測・検証を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること。(A4 版2枚以内(図表可))

シ 地域貢献の提案書((再委託)様式第16号)

投資額(ESCO設備改修費用及び維持管理費)に占める、県内企業への再委託予定額の割合及び再委託予定業者数を記載すること。

ス 地域貢献実績表(様式第17号)

4月1日から公告日までの過去の地域活動までに

① 県が管理する国道・県道の「道路ボランティア」活動

② 道路ふれあい月間に伴う「道路クリーン作戦」

③ その他

(清掃、植栽等沖縄県内の公共施設での企業としてのボランティア活動)

について実績の有無及び内容について記載すること。

※③その他の活動については、公的機関等からの感謝状や当該地域活動の内容を客観的に証明できるものを提出すること。

セ その他に関する提案書(様式第18号)

要領に定めたもの以外で県に有益である等、その他追加提案がある場合は、内容について記載すること。(A4 版3枚以内(図表可))

(3) 提示条件

次の条件に基づき提案書を作成する。

- ア ギャランティード・セイビングス方式を実施できること。
- イ 事業費(ESCO サービス料)が見積限度額以下であること。
- ウ 県の事業スケジュールに基づき、改修工事等を遂行することができること。
- エ 維持管理等の計画書を提出し、県の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- オ 維持管理期間中に県が新設したLED道路照明灯や、開発行為等により維持管理者以外のものが設置し、県に移管されるLED道路照明灯についても、本システムにデータを反映したうえで契約終了まで維持管理等が行えること。
- カ 本事業の導入によるエネルギー削減量及び削減金額を計測、検証することができること。
- キ 「10 事業全体スケジュール(予定)」で示した工事期間内に工事が完了しない場合、ESCO 設備工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、県と協議を行うものとする。
- ク 個人情報の保護に関する法律、沖縄県個人情報保護条例に基づき、個人情報の安全対策を行うこと。
- ケ その他、この事項に定めるもののほか、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、代表構成員に通知する。

(4) 取扱い

提出された企画提案書は、沖縄県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、企業のノウハウが含まれていることから、不開示情報として取扱う。

12 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

県が設置する評価委員会が候補者1者、次点者1者を選定する。

なお、評価基準表の公開は行わないが、審査においては以下の「表 1:評価項目」の事項を重視する

表 1.評価項目

項目	評価項目	内容	配点		確認資料 (様式)
事業計画	事業遂行能力	・事業目的、事業内容を理解し、計画通り遂行できると共に創意工夫が見られる	15 点	15 点	第 4 号の 4 第 9 号の 1～3 提案様式全般
経済性	事業費	・ESCO サービス料総額が少ない	10 点	20 点	第 9 号の 2～3 第 10 号
	年間削減保証額	・事業期間中の県の保証利益総額が大きい	10 点		第 9 号の 3
使用機器等	機器等・供給体制	・ESCO設備の機器性能・デザインは妥当である	5 点	10 点	第 11 号
		・既設設備との互換性は確保されている			
		・供給体制が確保されている			
	管理システム	・管理システムの更新が円滑に行える	5 点		第 14 号
調査施工	調査	・調査を行うための具体的な提案がなされている	5 点	15 点	第 12 号
	電力契約の照合・申請	・電力契約の照合や申込み、共架申請を行うための具体的な提案がなされている	5 点		第 12 号
	施工計画	・ESCO設備設置に係る事業計画書は妥当である ・既設道路照明灯の撤去等について環境に配慮している	5 点		第 13 号
維持管理	維持管理の方法	・維持管理等に係る事業計画書は妥当である	5 点	15 点	第 15 号の 1
		・緊急時対応計画書は妥当である	5 点		第 15 号の 2
	契約終了後の対応	・契約終了後に必要な引き継ぎ等の対応が円滑に行える。	5 点		第 16 号
環境	省エネ	・エネルギー、二酸化炭素の削減量が大きい ・省エネルギー効果の計測、検証方法が妥当である	5 点	5 点	第 9 号の 2 第 17 号
地域貢献	地域貢献	・施工及び維持管理において、再委託予定額から県内企業を優先して活用する計画となっている	5 点	15 点	第 18 号
		・施工及び維持管理において、再委託予定業者数から県内企業を優先して活用する計画となっている	5 点		
		・過去1年間の地域活動実績	5 点		第 19 号
その他	追加提案	・上記(要領等)以外で、県に有益である等の提案事項がある	5 点	5 点	第 20 号

(2) 提案評価

ア 審査日程及び方法日程: 令和7年 12 月中旬を予定

※参加者数により時間割を行い、改めて事務局より連絡をする。

方法:プレゼンテーション形式

提案時間:説明 25 分以内 質疑 15 分程度

参加人数:6名以内

- ・ プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。
- ・ 説明に用いるためのパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。(プロジェクター、スクリーンは県にて用意)
- ・ プレゼンテーション当日に追加資料を配付することは不可とする。
- ・ パワーポイントを用いる場合、企画提案書と同じ内容の資料を用いること。企画提案書にない資料に関しては認めない。

イ 結果通知

審査結果は令和7年 12 月中旬までに、全ての参加者(代表構成員)に文書で通知する。なお、審査結果は沖縄県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

ウ 失格

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、沖縄県暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

13 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行

ア 事業者は、募集要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、県と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

ウ 導入設備の設置後から契約満了(10年間)までの間、不点灯等の不具合発生時に速やかに対応が行えること。

(2) 契約期間中の県と事業者の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、県は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 県と事業者の責任分担

ア 基本的な考え

本事業の提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、5ページに記載している3-(7)ーキ「修繕の際に生じる費用」以外で、天災や経済状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として以下の「表2：予想されるリスクと責任分担」によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

県と候補者(または次点者)が交渉の実施後、基本契約の締結が困難になった場合、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 企画提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合等、候補者(または次点者)の責により契約ができない場合は、県は候補者(または次点者)に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。
- ② 県の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、県と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

表 2: 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			県	事業者
共通事項	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	事業の中止・延期	県の指示	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		県の事業放棄によるもの	○	

		事業者の帰責事由に拠らず業務履行できない場合の事業の中止・延期	○	
調査計画	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	協議	
	設計変更	県の指示条件・指示不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
工事	第三者賠償	調査・工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費に影響があるもの)	協議	
	用地の確保	資材・廃材置き場の確保		○
	設計変更	県の支持条件・指示不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・未完工	県の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	県の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引渡し前に起因し施設に生じた損害		○
維持管理	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	協議	
	ESCO 設備の損傷	県の故意、過失又は ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意、過失又は ESCO 設備の損傷		○
	ESCO 設備以外の損傷	事業者の故意、過失又は照明灯の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による照明灯の損傷	協議	
	契約不適合責任	設備に関する隠れた契約不適合の担保責任		○

	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	
	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの(事業者の責によるもの以外)	○	
		省エネ保証にかかる省エネ保証行為の不履行		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任	協議	
効果検証	ESCO 設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	
		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超え ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	
保証	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による照明灯への損害、業務への障害		○

14 契約に関する事項

(1) 契約の手順

県と候補者は、協議の結果、双方が合意した場合に仮契約を締結し、沖縄県議会終了後に契約のための手続きを行う。

(2) 契約の時期 令和8年3月中旬～下旬

(3) 契約の概要

県と候補者(または次点者)が、本募集要領、提案書及び事業計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法等を定めるものとする。

また、県と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第2項第3号の規定により免除された場合又は同規則第 102 条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

- (5) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条により沖縄県議会の議決がなければ締結することができない候補者の決定後、候補者とは仮契約を締結し、本契約は、沖縄県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

15 LED道路照明灯の灯具仕様

(1) 一般事項

- ア LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月 国土交通省)(以下「ガイドライン」という。)に適合する製品を使用すること。また、ガイドラインに適合していることが証明できる書類を提出すること
- イ 灯具の製造メーカーはISO9001(品質)を取得していること。
- ウ LED化工事後も、既存の道路照明灯と同等以上の照度を確保すること。ただし、現場の状況(道路幅・車線数等)によって、新規に提案することを妨げない。
- エ 調査の結果、既存灯具に遮光機能(遮光板、ルーバー等)が備わっている道路照明灯があった場合、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要と判断できる場合は、詳細については県と協議のうえ決定すること。

(2) LED灯具性能・構造

- ア 電柱、独立柱等に設置されている道路照明灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても、設置できるものとする。
- イ 道路照明用のLEDモジュール定格寿命は60,000時間以上とすること。
- ウ トンネル照明用のLEDモジュールの定格寿命は入口照明用75,000時間以上、基本照明用で90,000時間以上とすること。
- エ 入力電圧は、100V/200Vに対応できること。
- オ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- カ LED灯具の本体色は、既存の道路照明灯と同色のものとし、詳細は県と協議のうえ決定すること。

(3) デザイン灯に関する構造等

ア ランプ交換の場合

- ① 既設灯具を再利用し、LEDランプ(定格寿命 40,000 時間(光束維持率 70%)以上)に交換する。
- ② 既存灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
- ③ 現地調査の結果、ランプ重量や放熱、老朽化等により既設灯具に安全性が確保できない場合、灯具交換を行うこと。詳細については、県と協議のうえ決定すること。

イ 灯具交換の場合

- ① 灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行う。
- ② 灯具の性能等は、上記(2)を基本とするが、詳細については県と協議のうえ決定すること。
- ③ 既存灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
- ④ 交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、県と調整のうえ決定すること。

16 工事に関する仕様

- (1) 契約後、事業計画書により速やかに着手すること。
- (2) 工事を行うにあたっては、県内工事業者を優先的に活用すること。
- (3) 取り外した灯具等の取扱い(廃棄物処理・分別・再利用)については、関係法令を遵守するとともに、県が取扱方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る瑕疵については、契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (5) 調査及び工事施工については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すること。
- (6) 既設の接地測定を行い、D種接地抵抗値以下であることを確認すること。規定値がない場合は、県と協議のうえ決定すること。
- (7) 灯具の落下防止対策を検討し、詳細については県と協議のうえ決定すること。

17 工事計画

優先順位・方法は、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に県と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設の道路照明灯で不点灯等の故障が発生した箇所
- イ その他、県が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置するESCO設備については県の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

18 既設の道路照明灯数

(1) 灯具の LED 化及び維持管理対象灯数

道路照明灯(LED化及び維持管理対象)

灯具種別	灯数
HF100	2
HF200	76
HF250	176
HF300	396
HF400	97
NH70	87
NH75	66
NH100	1
NH110	712
NH150	372
NH180	2508
NH200	3
NH220	1173
NH250	313
NH270	1
NH360	42
NH400	79
NHT110	138
NHT180	634
NHT220	84
NHT360	4
NHTD70	108
MF250	31
MF400	6
MT100	30
MT150	4
AF400x	1
BHG160	21
FL20	50
FLR20	70
FHF32	41
HICA250	1
HICA400	2
H2CC2A(B)41	1
SC型 Lタイプ250	4
SC型 Lタイプ400	4
YL01870	67
蛍光32	9
蛍光64	129
合計	7543

道路照明灯(デザイン照明灯) (LED化及び維持管理対象)

灯具種別	灯数
MT70	109
MT150	109
合計	218

トンネル照明灯 (LED化及び維持管理対象)

灯具種別	灯数
HF300	39
NH360	105
NHT110	152
NHT180	68
NHT220	84
NHTD70	68
NX35	3
NX55	104
NX90	504
合計	1127

横断歩道橋照明灯 (LED化及び維持管理対象)

灯具種別	灯数
HF300	12
NH110	5
NH150	12
NH250	12
合計	41

(2)維持管理対象灯数

道路照明灯(維持管理対象)

灯具種別	灯数
LED(ナトリウムランプ110W相当)	224
LED60	291
LED100	125
LED150	3
LED200	32
LED300	1
LED400	22
LED78	43
LED106	3
KSE-4220C	10
KCE050-2	4
E50077	1
E77029-0/Z7577	1
E77057-0	18
E77058-0	1
E77283	2
E7733-0	113
E7113-0	14
E7713-0	4
合計	912

トンネル照明灯(維持管理対象)

灯具種別	灯数
LED45	38
LED50	150
LED99	226
LED150	65
KAE063BL04-D	98
KAEP063BL04-D	14
KAE400B01-D	2
KAE350BS-J-D	15
KAE300BS-J-D	17
KAE250BS-J-D	9
KAE200BS-J-D	4
KAE150BS-J-D	5
KAE100BS-J-D	8
KAE070BS-J-D	4
KAE035BS-J-D	2
合計	657

横断歩道橋照明灯(維持管理対象予定)

灯具種別	灯数
20Wラビット式	104
合計	104

※灯数及び規格(W数等)は推定値であり、調査の結果により灯数及び規格(W数等)が増減する可能性がある。

○既設道路照明 10,602 灯(10年間の維持管理を行う灯具数)

(1)灯具のLED化及び維持管理対象灯数 …8,929 灯(改修工事等期間で取り替えを行う灯具数)

(2)維持管理対象灯数(予定を含む) …1,673 灯

○主な離島の内訳

伊江島	:12 灯
伊平屋島・野甫島	:33 灯
伊是名島	:14 灯
久米島	:40 灯
北大東島	:9 灯
南大東島	:18 灯
宮古島・池間島・伊良部島・下地島	:779 灯
石垣島	:372 灯

西表島	: 93 灯
黒島	: 6 灯
小浜島	: 4 灯
与那国島	: 24 灯

19 用語集

- (1)「ギランティード・セイビングス契約方式」とは、省エネルギー改修にかかる初期投資を自治体(本事業は沖縄県)が行い、事業者は自治体に対して省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現します。この場合、自治体は実現する光熱水費の削減分を投資回収の原資とし、一部を ESCO サービスに対する報酬として事業者を支払う契約である。
- (2)「ESCO設備」とは、ESCOサービスに必要とする事業者が設置する設備をいう。
- (3)「改修工事等」とは、事業者が自らの提案に基づいて行う、県の施設へのESCO設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工をいう。
- (4)「ESCOサービス」とは、事業者が県に提供する改修工事の設計・施工、維持管理、計測・検証及び省エネルギーと光熱費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービスをいう。
- (5)「事業計画書」とは、ESCOサービスに必要とする県の施設の改修工事の仕様及び設計図書、施工図、施工スケジュール、許認可、省エネルギー効果、施工費、維持管理費、光熱費の予定削減額、光熱費の保証削減額、ESCOサービス料の支払額の計算方法、ベースライン及びその計算方法、ベースラインの調整方法、計測・検証方法、資金調達計画等、ESCOサービスに関するすべての計画を示す書類をいう。
- (6)「維持管理計画」とは、ESCO設備の稼働確認、定期点検、修繕、緊急時対応等の計画を示したものをいう。
- (7)「ESCOサービス料」とは、県が事業者を支払う各年度の金額をいう。